

特定健康診査・特定保健指導の 受診にご協力ください!

特定健康診査

特定健診は、40歳以上75歳未満の組合員と被扶養者の皆様が該当になります。組合員の方は、定期健康診断や共済組合の人間ドックを受診することで特定健診に代えることとなります。

被扶養者の方は、6月中に共済組合から「特定健康診査受診券」(以下「受診券」といいます。)を送付します。年1回の自身の健康を確かめる方法の一つです。

健康だと思っても、病気になったり、その病気が長引いたり、またもっと具合が悪くなって病気にかかるとお金も時間もたくさんかかってしまいます。

そのようなことがないように、被扶養者の方には受診券が届きましたら必ず受診いただくようお願いします。



どんな受診券が届くの？

受診券は、ピンク色のはがきサイズのもので。

特定健診の受け方は？

受診券と一緒にお送りする居住地ごとの【特定健診ガイド】に掲載されている病院や健診機関などへ電話で予約してください。

また、がん検診なども同時に受診できる各市町での検診や本号9ページに掲載があるファミリー健診もあります。

特定健診費用は？

受診券を利用すれば、特定健診は**無料**で受けられます。ただし、がん検診などを同時に受けられる場合は、がん検診分は自己負担になります。

特定保健指導

保健指導は、組合員、被扶養者の方が特定健診を受診した結果、生活習慣病のリスクが高く、服薬治療を行っていない方について、生活習慣改善のために受診していただくものになります。

保健指導を受けずに放置して生活習慣病になると、治療に時間とお金もかかり、最悪命の危険に繋がることもあり得ますので必ず受診してください。

保健指導の受け方は？

特定健診を受けた健診機関か、または共済組合が発行する「特定保健指導利用券」を保健指導を受ける健診機関へ提示して受診できます。



保健指導費用は？

保健指導は**無料**で受けられます。(共済組合が負担する保健指導料金は、高額となります。途中でやめると、無駄になってしまうので、生活習慣改善と受け止めて必ず継続してください。)

受けないとどうなるの？

特定健診・保健指導は、将来の医療費削減に繋がるものとして平成20年に実施されました。受診しないことで、生活習慣病になると、医療費が増加して組合員である皆様の掛金の引き上げに繋がります。

また、特定健診・保健指導の実施率が下がると健康保険組合である共済組合が負担している「後期高齢者支援金」が最大で10%加算されることになり、こちらも組合員である皆様の掛金の引き上げに繋がります。

二重に負担が増えてしまうことから、組合員、被扶養者の皆様は特定健診を受診し、保健指導に該当になったら、必ず受診していただきますようご協力ください。

